

許 可 条 件 (青嵐グラウンド)

- 1 本学において業務用、公共用に供するため、使用許可体育施設を必要とするときは、使用を取り消すことがあります。なお、取り消しによって生じた一切の損失については、本学はその責を負いません。
- 2 許可を受けた者が使用許可条件を誠実に履行しなかったときは、許可を取り消し、既納の使用料は返還しません。
- 3 第三者に使用許可体育施設を転貸し、又は使用の権利を譲渡してはいけません。
- 4 使用許可体育施設について模様替え等の原形変更しようとするときは、その承認申請書を提出し、承認を得てください。
- 5 使用者はその責に帰する理由で使用許可体育施設の全部又は一部を滅失、棄損したときは、損害賠償の責任が生じます。
- 6 学長は使用許可体育施設について随時立入調査ができるものとし、使用者はそれを受認しなければいけません。
- 7 使用許可期間の終了したとき、使用者は施設管理責任者の承認を得た場合を除き、模様替え、原形変更したものについて、原形に復してください。
- 8 本学において必要とするときは、使用面積、使用目的及び使用料等を変更することがあります。
- 9 本学の体育施設（第二運動場）を使用するときの具体的な注意点は、以下の通りです。
 - (1) 使用開始前及び終了後は、必ず管理人室（部室棟内）に届け出てください。
 - (2) 事故や災害が発生し、緊急車両（救急車等）の出動を要請した場合は、必ず管理人室（部室棟内）に連絡してください。
 - (3) 敷地内は完全禁煙です。
 - (4) 所定の駐車台数を超える車両の乗り入れを禁じます。また、当該事業の開始前および終了後には門扉周辺で車両の交通整理を行ってください。
 - (5) 使用后、ごみは全て持ち帰ってください。
 - (6) 本学の教育、研究、課外活動に支障のないようお願いいたします。
 - (7) 本体育施設の周辺には多くの住居があります。大会や催事の開催については、使用者にて事前に近隣地域へ周知を図るとともに、騒音への配慮や周辺交通規則の遵守等お願いいたします。本学では係る一切の事故やトラブルに関して、その責を負いません。
 - (8) 施設に損害を与えた場合は、使用者の責任において原形復旧していただきます。